

橋 財 第 84 号  
平成 21 年 10 月 13 日

部 長 各 位

市 長

## 平成 22 年度予算編成の基本方針について

### 1. 国の動向と地方財政

わが国の経済は、昨年の世界金融危機の波が直撃し、景気の落ち込みや雇用不安が解消されず、依然として厳しい状況下にあることに変わらないが、個人消費や輸出入など一部において、やや持ち直しの動きもみられるようになってきた。

平成 21 年 9 月の月例経済報告でも、先行きについては厳しい状況が続くとみられるものの在庫調整の一巡や経済対策の効果に加え、対外経済環境の改善により、景気は持ち直しに向かうことを期待されているところであるが、一方、7 月には完全失業率が 5.7% と過去最高水準に達するなど雇用情勢の一層の悪化が懸念され、加えて、世界的な金融危機の影響や世界景気の下振れ懸念など、景気を下押しするリスクも存在することに留意する必要があるとも言われている。

こうした経済状況の中、国の予算については、各省庁が 8 月末に財務省に提出した平成 22 年度一般会計概算要求総額が約 9 兆 2 千 3 百 0 0 億円と過去最大となったが、8 月 30 日執行の衆議院議員選挙において民主党が勝利し新政権が発足したことにより、すでに提出された概算要求の抜本的な見直しと政策の見直しによる予算の組み替えなど、今後、国の予算編成は大きく変わる可能性があり、その動きを注視しなければならない。

一方、地方財政は経済情勢と連動して一層厳しさを増し、さらに今回の新政権誕生でガソリン税等の暫定税率の廃止や後期高齢者医療制度の廃止など数多くの政策転換が打ち出されており、歳入歳出両面においてその影響は少なくないと思われる。

しかしながら、現時点では具体的な政策方針や財政対策などが示されていないため、地方財政の行方を予想することは困難であるが、基本的には、

地方分権の更なる進展に加えて少子高齢化や地球温暖化対策等の関係経費など行政需要が伸びていく中で、地方自治体は自助努力をもって財政の健全化に取り組まなければならないことに変わりはない。

## 2. 本市の財政

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成20年度決算を基に算定した本市の財政健全化判断指標の4指標は、いずれの指標とも早期健全化団体や財政再生団体となる基準数値に至っていないが、依然として財政調整基金などを取り崩さなければ収支の均衡が図れない状態が続いている。

その背景には、少子高齢化の進展に伴う扶助費の増大、団塊世代の職員の大量退職に伴う退職手当の増加、学校など公共施設の耐震化、幼保一元化の推進、保健福祉センターの建設、現クリーンセンターの解体・跡地整備、他会計への繰出金の増加など、歳出面で重要課題が山積している一方、国の三位一体改革による国庫補助金や地方交付税の削減、昨今の経済状況の影響及び少子高齢化の進展などに伴う市税収入の伸び悩みにより、大幅な歳入増加が見込めないところにある。

このような収支不均衡を是正するため、平成20年度から予算編成手法を「財源枠配分方式」に改めた結果、その成果は着実に表れてきている。

したがって、今後も計画どおり財源配分を行い、平成21年度中に見直しを行った「集中改革プラン」の確実な実施など行財政改革を堅持するとともに、市民と行政が互いに持つ資源を出し合いながら共にまちづくりを進める「協働」の手法により、市民が健やかで安心して暮らせる“安心安全のまちづくり”、企業誘致や地場産業の振興など“職・住近接のまちづくり”に引き続き取り組むこととする。

以上のことから、平成22年度の予算編成にあたっては、国の政策・予算が大きく変わることを念頭に置き、さらに十分精査・研究した中で、「創意と工夫」、「コスト意識」をもって予算編成及び行政課題に取り組まれるよう通知する。

平成 21 年 10 月 13 日

部 課 長 各 位

総 務 部 長

## 平成 22 年度予算編成要領

本市の財政状況は、依然として財政調整基金等を取り崩さなければ収支均衡が図れない状況であり、引き続き厳しい状況下におかれています。

また、この基金依存体質から脱却を図るため、平成 20 年度の予算編成から取り組んだ「財源枠配分方式」は、職員のご理解とご協力により着実に成果を上げており、今後も計画どおり進めてまいります。

したがって、各部署においては、過去 2 年に引き続き（別紙）配分額表により配分された額の範囲内で、経常的経費にかかる予算を部内関係課で協力しあい、かつ創意工夫を凝らしたうえで予算要求書を作成していただくこととなります。

今回の配分額は、平成 19 年度当初予算時の経常的経費にかかる一般財源総額にマイナス 18%シーリングを乗じたもので、平成 22 年度は平成 21 年度と比較して約 1 億 2 千万円の一般財源を削減することとしています。

今回、平成 20 年度決算を基に算定した本市の財政健全化判断比率は、普通会計の赤字の状況を示す「実質赤字比率」、及び特別会計・企業会計も含めた全会計の赤字の状況を示す「連結実質赤字比率」とも黒字となるため数値上表れてまいりませんが、普通会計においては冒頭に述べたように財政調整基金等を取り崩しての黒字計上であることから、実態は赤字といっても決して過言ではありません。

また、資金繰りの程度を示す「実質公債費比率」は 14.0%で、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す「将来負担比率」は 173.2%となり、前年度と比べ上昇傾向にあり、今後も本市が取り組まなければならない事業を考慮すれば、これらの比率も上昇すると考えます。

いずれにいたしましても、国の政権交代や経済状況の悪化も重なり、地方財政を取り巻く環境はますます厳しさを増すと考えられることから、今まで以上に行財政改革に取り組み、本市の予算を自分の家計と考えて、なお一層の経費削減にご努力・ご協力をお願いするとともに、平成 22 年度予算編成にあたっては下記基本的事項を十分認識したうえで、所属職員にも周知徹底を図られるようお願いいたします。

## 1. 基本的事項

- (1) 平成22年度当初予算は、平成22年3月に市長選挙が執行されるため、骨格予算を編成することとする。  
ただし、予算要求は通年と同じように1年間の歳入・歳出を精査したうえで年間必要額を要求すること。
- (2) 国の政策変更に注視し、その財源についても上部関係機関に確認をしたうえで要求すること。
- (3) 国において廃止又は縮小される事業を、引き続き市単独事業として実施したり、又は市費を増額して実施するようなことのないようにすること。  
なお、予算編成時点で国の政策変更が確定せず従来どおりに予算化を行っても、国において事業廃止された場合は、直ちに予算の執行を止めることとする。
- (4) 経常的経費にかかる一般財源必要額は、配分額の枠内で対応すること。  
なお、配分額は1年間を通した額であり、当然補正財源も含む額である。  
枠配分は、各部に対して配分したものであり、不足額が生じた場合は部内間で調整を図ること。  
特殊要因があるものについては、その根拠や額を明らかにすること。
- (5) 「集中改革プラン」に基づいた改革事項は、速やかに着手・実行すること。  
なお、プラン以外にも各課室において削減可能なものがある場合は、即座に実行すること。また、その削減策が全庁的に実施可能な場合は、行政改革推進室に積極的に提案すること。  
特に事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、施設のスクラップ・アンド・ビルド(統廃合)にも積極的に取り組むこと。  
(この場合の予算措置は最優先とする。)
- (6) 行政評価結果を確認し、その評価に基づき予算を要求すること。
- (7) 合併による効率性や合併効果を徹底的に追求すること。
- (8) 政策的事業については、政策調整会議で決定された事業を予算措置するものとする。ただし、事業費については財政事情により減額する場合もあるので了承されたい。  
なお、政策調整会議に諮った事業以外に緊急的に政策的判断を必要とする事業が生じた場合は、事前に企画経営室と協議したうえで市長に説明し、その方向を決定すること。

(9) 職員数の削減については、定員適正化計画に基づき実施することとする。

なお、各課の職員配置数については、企画経営室がヒアリングを実施して決定する。

また、臨時職員の配置は特別な理由がない限り認めない。ただし、必要とする場合でも必要最小限の人員、期間とすること。

(10) 歳入については、国庫補助金等の削減・廃止・交付金化などに十分留意するとともに、財源確保のために市税収入の確保や公共料金の見直し、遊休資産の売却や活用に努めること。

また、歳出についても国・県からの事務事業の委譲等に留意すること。

(11) 本来、国・県が負担すべき経費を市が負担したり、当然住民が負担すべきものを市が肩代わりすることのないよう、行政の責任領域と費用の負担を明確にすること。

特に、市民と行政の協働の観点から市民が参加・参画できるものについては、積極的に情報提供を行い、市民と連携した「地域づくり・まちづくり」を進めること。

(12) 「民間にできることは民間に」を基本に、民間委託の可能な分野を精査し、積極的に推進すること。

特に、指定管理者制度により民間等に運営委託が可能なものについては積極的に取り組むこと。

(13) 任意団体に対する補助金について、合併後においても未だ団体の統一がなされていない団体が見受けられることから、速やかに関係団体と協議すること。

また、補助金等の予算要求は年間必要額を要求すること。

なお、補助金等の交付の是非及び補助金額については、補助金等交付基準に基づき橋本市補助金等審査委員会の審査を経て決定するものとする。そのため、平成22年度当初予算は、原則として前年度の審査会での決定額を暫定予算として計上し、その後決定された補助金額の過不足については補正予算で対応するものとする。

ただし、審査会での決定前に団体に対し補助金交付が必要な場合は、特別な理由がない限り原則として当初予算計上額の2分の1以内とする。

(14) 特別会計及び企業会計においては、独立採算性を基本とし、安易に一般会計からの繰入金に依存することのないよう経営健全化に努めること。